

議案第61号

関市子ども・子育て会議条例の制定について

関市子ども・子育て会議条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年6月3日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

子ども・子育て支援法の施行に伴い、この条例を定めようとする。

## 関市子ども・子育て会議条例

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、関市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 関市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 会議は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。  
(関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

36 景観計画策定審議会委員			
37 地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号及び第3号に該当する職にある者のうち、前	任命権者がその都度予算の範囲内で市長と協議して定める額		旅費条例に規定する市長の旅費額に相当する額の範囲内で任命権者が市長と協議

を

各号に該当しないもの		して定める額
------------	--	--------

「

36 景観計画策定審議会委員			
37 子ども・子育て会議委員			
38 地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号及び第3号に該当する職にある者のうち、前各号に該当しないもの	任命権者がその都度予算の範囲内で市長と協議して定める額	旅費条例に規定する市長の旅費額に相当する額の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額	に

」

改める。